ウィークリースタンスで働き方改革!!

○ウィークリースタンスとは？

→設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者相互における仕事の進め方として、1週間の相互ルール、約束事、スタンスを目標として定める制度です。

○なぜウィークリースタンスを推進するの？

・時間外労働の上限規制などが盛り込まれた働き方改革関連法が平成31年4月から施行され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が求められています。

・効率的・効果的な業務実施による長時間労働の抑制を、受発注者が連携して取り組む必要があります。

・業界全体で推進することで、業界の魅力創出につながります。

取組内容（発注者が取り組む！）

①ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することのないよう留意する事項

・ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に打合せを行わない。

・ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない。

・金曜日（休日前）に資料作成を行う場合は、翌週月曜日を期限日としない。

②正規の勤務時間以外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項

・資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない。

・資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する。

（例）

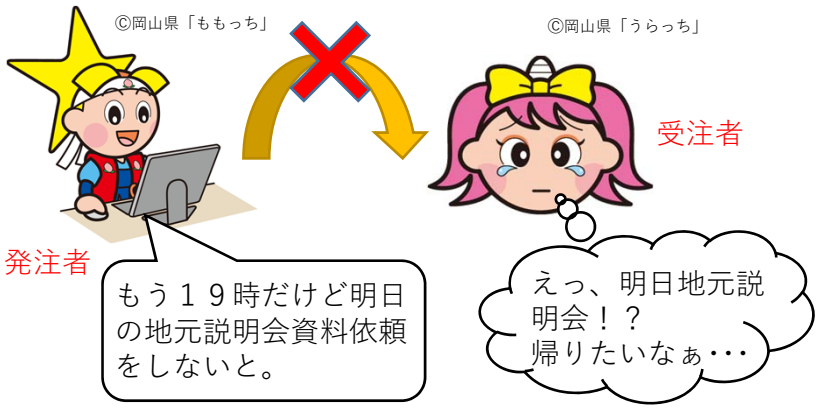
金	土	日	月
依頼			提出

・金曜日の依頼は月曜期限にしない。

月	火	水	木	金
依頼				提出

・適切な作業期間の確保。

・正規の勤務時間外の依頼
・適切な作業時間が確保できない依頼



受注者に急な依頼をしないためには、地元説明会の開催時期や関係機関との協議時期を想定した業務計画ならびに資料作成などのスケジュールを受発注者がともに確認し、共通の理解を持って業務を計画的に進めていくことが重要！